

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準
に関する規則の解釈
<抜粋>

制定	平成 25 年 6 月 19 日	原規技発第 1306194 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 26 年 7 月 9 日	原規技発第 1407092 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 26 年 8 月 6 日	原規技発第 1408062 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 26 年 11 月 12 日	原規技発第 1411122 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 27 年 2 月 4 日	原規技発第 1502041 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 27 年 10 月 7 日	原規技発第 1510073 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 27 年 10 月 21 日	原規技発第 1510212 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 28 年 3 月 31 日	原規技発第 1603318 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 28 年 10 月 6 日	原規技発第 1610066 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 29 年 4 月 5 日	原規技発第 1704051 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 29 年 7 月 19 日	原規技発第 1707197 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 29 年 8 月 30 日	原規技発第 1708302 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 29 年 11 月 15 日	原規技発第 1711151 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 29 年 11 月 29 日	原規技発第 1711293 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 29 年 11 月 29 日	原規技発第 1711299 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 30 年 1 月 24 日	原規技発第 1801246 号	原子力規制委員会決定
改正	平成 31 年 3 月 13 日	原規技発第 1903132 号	原子力規制委員会決定
改正	令和 元年 6 月 5 日	原規技発第 1906051 号	原子力規制委員会決定
改正	令和 元年 9 月 2 日	原規技発第 1909021 号	原子力規制委員会決定
改正	令和 元年 12 月 25 日	原規規発第 1912257 号-3	原子力規制委員会決定
改正	令和 2 年 1 月 15 日	原規技発第 2001159 号	原子力規制委員会決定

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」について次のように定める。

平成 25 年 6 月 19 日

原子力規制委員会

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」の制定について

原子力規制委員会は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第120919097号）2.

(2) の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈」（平成17・12・15原院第5号）及び「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）に照らした「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第5条への適合性に関する審査要領（内規）」（平成20・04・21原院第3号）は、以後用いない。

附 則

この規程は、平成25年7月8日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月9日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月6日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月12日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月4日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月1日より施行する。
- 2 この規程の決定の日（平成27年10月7日）後その施行前にされた申請に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の9第1項又は第2項の認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第14条及び第22条に係るものに限る。）については、この規程の施行前においても、施行後の解釈を適用する。

附 則

この規程は、平成27年10月21日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月24日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（平成29年8月8日）より施行する。

附 則

この規程は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（平成29年9月11日）より施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年11月15日から施行する。

2 この規程の施行日前に既に新規制基準適合性に係る工事計画の認可を受けた実用発電用原子炉施設に対するこの規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の適用については、平成30年11月30日までは、なお従前の例による。ただし、当該施設の設置者は、当該工事計画に本改正の内容に係る記載を加えるため、平成30年11月30日までに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9の規定に基づく工事計画の認可又は変更の認可を受けるものとする。

附 則

この規程は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（平成29年12月14日）より施行する。

附 則

この規程は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（平成29年12月14日）から施行する。

附 則

この規程は、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（平成30年2月20日）より施行する。

附 則

この規程は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（平成31年4月2日）から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月2日より施行する。

附 則

1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。次項において「改正法」という。）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）か

ら施行する。

- 2 この規程の施行の際現に改正法第3条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第16条の4第2項、第28条の2第2項又は第46条の2第2項に規定に基づき認可を受けた溶接の方法において、溶接をする者として確認を受けた者は、この規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈別記－5 3.(3)イc)の溶接士の技能の確認を受けた者とみなす。

附 則

この規程は、令和2年1月15日から施行する。

目 次

別添

条	見出し
第一章 総則	
第1条	適用範囲
第2条	定義
第3条	特殊な設計による発電用原子炉施設
第二章 設計基準対象施設	
第4条	設計基準対象施設の地盤
第5条	地震による損傷の防止
第6条	津波による損傷の防止
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止
第8条	立入りの防止
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止
第10条	急傾斜地の崩壊の防止
第11条	火災による損傷の防止
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止
第13条	安全避難通路等
第14条	安全設備
第15条	設計基準対象施設の機能
第16条	全交流動力電源喪失対策設備
第17条	材料及び構造
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止
第19条	流体振動等による損傷防止
第20条	安全弁等
第21条	耐圧試験等
第22条	監視試験片

条	見出し
第23条	炉心等
第24条	熱遮蔽材
第25条	一次冷却材
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等
第29条	一次冷却材処理装置
第30条	逆止め弁
第31条	蒸気タービン
第32条	非常用炉心冷却設備
第33条	循環設備等
第34条	計測装置
第35条	安全保護装置
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統
第37条	制御材駆動装置
第38条	原子炉制御室等
第39条	廃棄物処理設備等
第40条	廃棄物貯蔵設備等
第41条	放射性物質による汚染の防止
第42条	生体遮蔽等
第43条	換気設備
第44条	原子炉格納施設
第45条	保安電源設備
第46条	緊急時対策所

条	見出し
第47条	警報装置等
第48条	準用
第三章 重大事故等対処施設	
第49条	重大事故等対処施設の地盤
第50条	地震による損傷の防止
第51条	津波による損傷の防止
第52条	火災による損傷の防止
第53条	特定重大事故等対処施設
第54条	重大事故等対処設備
第55条	材料及び構造
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止
第57条	安全弁等
第58条	耐圧試験等
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

条	見出し
第 70 条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
第 71 条	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
第 72 条	電源設備
第 73 条	計装設備
第 74 条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
第 75 条	監視測定設備
第 76 条	緊急時対策所
第 77 条	通信連絡を行うために必要な設備
第 78 条	準用
第四章 雜則	

条	見出し

条	見出し

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>(緊急時対策所)</p> <p>第七十六条 第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。</p>	<p>第76条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。 b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源を含めて緊急時対策所の電源は、多重性又は多様性を有すること。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮し

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
	<p>てもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第 2 項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第 1 項第 1 号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>